

はやぶさ 第150号 2015年09月11日(金)

今回のシリーズでは誰もが経験しなければならない「相続」について経験豊かな専門家により解説してもらいます。

手続きを知ること「相続」を知る

5回シリーズの 第3回

著者：アウトリーチN行政書士事務所
所長 中村 直人

はやぶさ 第150号を発信します。

【タイトル】手続きを知ること「相続」を知る

***** 本題 *****

みなさま、こんにちは。相続手続きに特化した行政書士、中村直人と申します。

私は相続手続きに特化した行政書士事務所を足立区・北千住に構え、都内のみならず1都3県を日々飛び回っております。

ご家族を亡くされたご遺族の方の、主にご葬儀を終えられた後の相続における諸手続きのお手伝いが主な業務ではありますが、その次に起きる相続を見据えた対策として「遺言作成」のお手伝いもさせていただいております。

いわゆる「相続対策」として、節税対策に取り組んでおられる方も大勢いらっしゃると思います。また、事業の承継や本家の保全のため、“争続”対策に頭を悩ませていらっしゃる方も多いことでしょう。

それら「相続対策」を考える際にも、実際に相続が起きた場合にどのような手続きを行うのか知っておくことは肝要です。

この度のメルマガでは「手続きを知ること相続を知る」と題して、相続手続きとはどのように行っていくのかを、ご説明させていただきます。

その手続き面から「相続」を理解し、それぞれの対策にお役立ていただければ幸いです。

【遺言書がない場合の相続手続きの大まかな流れ】

前号でもお伝えいたしましたが、遺言があれば原則その通り執行すればいいのですが、遺言が無い場合はいくつかステップを踏むことになります。

○「相続人調査」・「相続財産調査」⇒「遺産分割協議」⇒「各種名義変更等」

第3回：面倒だけど重要な相続財産調査

今回は、「相続財産調査」についてご説明いたします。

※以後、特別に注記しない限り、遺言がない場合をご説明いたします。

【相続財産調査の必要性】

遺産分割協議で誰がどの財産を相続するのか決める際に、どの財産がどれ位あるか分からなければ協議になりません。もちろん、相続税の申告をする際にも相続財産を把握する必要は出てきます。

そのために必要なのが「相続財産調査」です。

親子であっても同居していない場合等、親の財産を子供は分からないケースが多くあります。ましてや兄弟相続で兄弟や甥姪が相続人の場合では、全く知らないというケースも多くあります。

また、ご夫婦であっても正確に把握していないケースもあります。私がお手伝いさせていただいてお客様でも、奥様が「旦那は株をやっていたみたいだけどよく知らない」ということも多くありました。

【相続財産調査 ～不動産の場合】

相続財産の中で多くを占めるのが一般的には不動産です。

幸いにして所有不動産を相続人が知らない（見当もつかない）ケースは少ないので、他の財産よりも調査はやりやすくなります。

ただし、自宅や別荘以外で、郊外に山林などを所有している場合は知らないケースもありえるので、注意が必要です。

不動産の相続財産調査としては、以下の資料等を集めることになります。

- ・不動産の謄本（全部事項証明書）・公図・名寄帳・固定資産税評価証明書・路線価図、など

【相続財産調査 ～金融資産の場合】

不動産に比べ分かり難いのが金融資産です。

通帳や証券があればいいのですが、同居していない子供や兄弟・甥姪が相続する場合、それらを確認することも一苦労です。また、通帳や証券があったとしても、それ以外にないのか確認の必要も出てきます。

そこで有効なのは「**家探し＝故人の持ち物捜査**」です。

故人の周りのものを整理して、何かないか調べていくことは、ローテクですが必要です。郵便物を調べることで株を所有していることが分かることがありますし、通帳のない金融機関の封筒等を見つけることでその金融機関を調査するきっかけにもなります。

金融資産の相続財産調査時には、残高証明を取得することになります。

【相続財産調査 ～債務の場合】

相続財産の中には、不動産や株・預貯金等のプラスの財産も有りますが、借金などのマイナスの財産も含まれます。そのため、マイナスの財産＝債務を調べる必要も出てくるわけです。

銀行等で借入している場合は全国銀行協会、その他の貸金やクレジットの残債等も登録されている業者であれば、それぞれ信用情報照会をすることで、一律に調査することが可能なことがあります。

ただし、個人的な借り入れや誰かの保証人になっている等、本人が記録を残さない限りは把握できない債務も多いので、注意が必要です。

次回は、「**遺産分割協議**」や「**各種名義変更等**」についてご説明いたします。

////////////////////////////////////

◆ アウトリーチ N 行政書士事務所

■◆ 中村直人 naoto nakamura

■■◆ 〒120-0036 東京都足立区千住仲町 24 番 2 号 6 号室

■■◆ TEL : 03-5284-7412 FAX : 03-5284-7413

■■◆ 携帯 : 090-2223-8632

■■◆ メールアドレス : nakamura@o-reach.jp

お困りごと、相談ごとは「はやぶさを見た」と記して、メールで直接中村所長に
お問合せください。

////////////////////////////////////

***** お知らせ *****

◆ マイナンバー制度導入を検討されている企業様へのご案内です。

パートナー会社：(株) I & C・HosBiz センターの以下の「9月セミナーのご案内」

「マイナンバー制度直前セミナー」

社員・パート・アルバイト50人以下の

「小規模・中小企業がやるべき前準備実務講座」

参加者に、マイナンバー対応に関する「手引書」を差し上げます。

★新しいMyNaのすすめ方のチラシを作成しました。

次のHPを参照ください。

http://www.hosbiz.net/pdf/20150527_01.pdf

・開催日時：2015 年9月17日(木) 14:30~16:45

・場所：北とびあ 7F(701号室)・JR王子駅徒歩3分・東京メトロ南北線 王子駅直結

<http://hosbiz.net/pdf/20150709.pdf>

で詳細をご覧ください。

・参加費：「はやぶさ」読者の方は、会員扱いとして1,000円で受講できますので、
申込書に「はやぶさ読者」と記載ください。

また、予備調査をご希望の方は、

http://hosbiz.net/pdf/20150527_02.pdf

を開き、「問診シート」をプリントして、必要事項をご記入のうえ、FAX ください。

FAX : 03-5832-9404

※ 特にP-マークや品質・環境／情報セキュリティISOを導入済みの
の企業様には、ローコストでの導入をご提案できます。

=====

◆パートナー会社の（株）I & C・HosBiz センターが、リーズナブルコストで
“現状を打破したい！”“はがゆい”ところに手当てする安心と安全の「かかり
つけ医」による「ビジネスドック」（企業の健康診断）のサービスを開始しました。
詳細は、以下のHPを参照ください。（マイナンバー制度にどう取り組むべきかの
診断もいたします。）

<http://www.hosbiz.net/pdf/dm.pdf>

=====

経営特くんゲーム 開催のスケジュールのご案内

「マスター20」、「トライアルゲーム」

1) 9月26日（土） 13:30～18:30 「経営特訓道場」JR 駒込駅南口 徒歩6分
東京メトロ南北線駒込駅1番出口 徒歩5分

詳細は下記のHPを参照ください。

http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723lpdf_1_86.pdf

「経営特訓士資格認定講座」

「インストラクター資格認定講座」

の開催スケジュール・開催案内・料金等は、以下の URL を参照ください。

<http://keiei-tokkunshi.jp/schedule.php>

■毎回、熱心な皆さんが参加されています。繰り返し参加されることによって、「経営力」がパワーアップされますとともに、「コミュニケーション力」も体得できます。

■「トライアルゲーム」（初回体験受講）の場合はテキスト代 1,000 円

=====

■キット BOX を頒布いたします■

「経営特くんゲーム」に関心があり、トライアルゲームを受講された方、または、これから体験したい方、向けに「キット BOX」と「マネジメント会計3表」（MO、B/S、P/L）等のゲームに必要な表、ならびに、記入方法、戦略・作戦の考え方を解説した「DVD」を添えて提供いたします。

◆購入方法はお問い合わせください。

E-Mail: happy@keiei-tokkunshi.jp

◆価格 ： 定価 70,000 円（税別） 支払方法は、ご相談に応じます。

◆特典

- 1) 「トライアルゲーム」および「マスター20講座」を5回、無料で受講できます。
- 2) 申請いただければ、審査の上、「認定経営特訓士」に登録して頂けます（有料）。
- 3) 更に、インストラクターを目指す方には、特別料金で受講できますので、係までお問い合わせください。

=====

プレゼントのお知らせ

◆「人生に五計あり」の保存版を作りましたので、ご希望の方は、

happy@keiei-tokkunshi.jp

でお申込みください。

折り返し、メールにて送付させていただきます。

=====

一般社団法人 経営特訓士協会（略称：K T G A）

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/?mail>

アドレス：happy@keiei-tokkunshi.jp

発行責任者： 理事長 平本 靖夫、 編集： 理事 石川 昌平

配信解除URL：配信停止をご希望の際は、以下のアドレスをクリックしてください。

http://asu12.com/d.php?t=test&m=stone_river@ho